

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第32、議案第48号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、前原君

消防長（前原 成俊）

それでは、議案第48号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

今回の変更は、地方自治法の一部を改正する法律のうち、「協議会の設置」に関する条文を改正する規定が平成26年11月1日から施行されたことに伴いまして、「本規約」の関係部分を変更することにつきまして、「地方自治法第252条の2の2第3項」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

アンダーラインを引いた箇所が今回変更しようとする箇所です。

2ページをお開きください。

「協議会の目的」として第1条に規定されております根拠条文でありました従前の「地方自治法第252条の2第1項」が、今回の改正に伴いまして、「地方自治法第252条の2の2第1項」と条ずれを生じたため、所要の変更をしようとするものでございます。

1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この規約は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、議案第48号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会規約の一部変更についてにつきましての、提案説明とさせていただきます。